



平成28年 12月 7日
国土交通省中部地方整備局
名古屋港湾事務所
名古屋港管理組合

お知らせ

名古屋港 BCP を更新へ

～平成28年度 第1回名古屋港 BCP 協議会 を開催しました～

1. 概要

平成28年11月25日(金)に「平成28年度 第1回 名古屋港BCP協議会」が開催され、名古屋港BCPの一部更新および今年度の取り組みについての議論が行なわれました。

今回の協議会では、燃油について、緊急物資と同様に扱うことを決定し、供給体制を確保するために必要な関係者が新たに協議会へ参画することになりました。(別紙)

名古屋港 BCP (港湾機能継続計画) とは

災害発生時に関係者が連携して的確に対応するために共有しておくべき目標や行動、協力体制をとりまとめ、整理・明確化することにより、「港湾機能の早期回復を図ることを目的」として策定したものです。

2. 名古屋港 BCP の内容について

名古屋港 BCP は、下記のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.port-of-nagoya.jp/bousai/kowanbcp/kowanbcp.pdf>

(※ 更新内容については、近く上記 HP 掲載資料に反映予定)

3. 配布先 中部地方整備局記者クラブ、専門紙記者会、名古屋港記者クラブ、港湾新聞、港湾空港タイムズ、日本海事新聞、海事プレス

4. 問合せ先

国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾事務所

海洋環境・防災課 中野(なかの)・島田(しまだ)

Tel 052-651-6791 Fax 052-652-3801

名古屋港管理組合 総務部 危機管理課 畔柳(くろやなぎ)・齊藤(さいとう)

Tel 052-654-7975 Fax 052-654-7967



(別紙)

1. 名古屋港BCPの更新(予定)内容

(1) 港湾機能再開に向けた緊急貨物輸送用船舶や航路啓開用船舶等の稼働に必要な燃油についても緊急物資と同様に扱うこととしました。

[主な更新内容]

○港湾機能の回復目標に「発生後7日以内に燃油の供給に係る製油所・製造所・油槽所への海上輸送ルートの確保」を追加

○復旧の優先順位の考え方に「燃料供給を確保するための製油所・製造所・油槽所に係るルート」を追加 等

(2) 燃油の供給体制を確保するために必要な関係者が新たに参画しました。

[新たな参画者]

「知多市 都市整備部」(構成員)、「出光興産(株)愛知製油所」(オブザーバー)、

「JXエネルギー(株)知多製造所」(オブザーバー)

(追加後の協議会の構成は34者(オブザーバー含む))

2. 今年度の取り組み

(1) 必要な情報の共有・伝達の検討

必要な情報の共有・伝達の検討に向けて、ワークショップを開催し、構成員等と協働して取り組むこととしました。

(2) 電力及び都市ガスの観点の追加

発災後の医療活動や緊急物資の供給、住民生活、応急復旧活動、その後の産業復旧を支えるため、名古屋港BCPに電力及び都市ガスの観点を追加することとしました。